

令和8～9年度中間貯蔵施設区域内の不燃性廃棄物処分等業務

質問・回答

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	仕様書	5 11	1-2-4 1. 1-2-8	応札者自らが許可を保有せず再委託を活用する場合、「入札書類(参加資格審査書類)の提出時点」で、再委託予定業者の「産業廃棄物収集運搬業許可証(福島県)」および「指定品目の産業廃棄物処分業・処理施設設置許可証」の写しの添付・提示を必須条件と理解してよろしいでしょうか。入札時点で再委託先およびその許可の有効性が確認できない(または未定の)事業者の参加は不可(不適格)となるかご回答ください。	競争参加資格の申請に必要な書類は、入札説明書6(1)に記載のとおりです。4(7)産業廃棄物処理業許可証の写しには、再委託先における許可証は含みません。 なお、業務に必要となる許可等については仕様書1-2-4 1.、業務の再委託については仕様書1-2-8にそれぞれ記載のとおりです。
2	仕様書 設計書	5 43	1-2-4 1. 1-2-4 3.(3) 代価表(第34号)	置場内での重機を用いた積込み・はつり・小割等の前処理作業(設計書34号代価表「はつり工事積込み」等)を実施するにあたり、応札者(または施工を担当する下請業者)に「建設業許可(土木工事業、とび・土工工事業、解体工事業等)」の保有は必要(参加資格要件)となりますでしょうか。	回答No.1 をご参照ください。
3	仕様書	5 6	1-2-4 1. 1-2-4 7.(2)	冷媒フロン回収に関して、応札者(または再委託先)が「第一種フロン類回収業者」等の都道府県知事登録を有していることの証明は、入札参加資格要件(適格性の審査対象)に含まれるのでしょうか。自社で登録を持たずフロン回収のみを外部登録業者へ再委託する前提での応募が可能かも含めご教示ください。	回答No.1 をご参照ください。
4	仕様書	5	1-2-4 3.(2)	積込みの方法や工程は、3者(発注者、受注者、関係者)での調整であるため「協議」ではなく調整とし、その調整結果は監督職員の「承認」ではなく「報告」と考えてよろしいでしょうか。	本仕様で規定している業務の遂行に支障を生じた場合や相違する場面が想定されることを踏まえて、書面にて交わす意味を呈しているのが協議であるため、調整の認識はありません。協議及び承諾で進める考えです。
5	仕様書	5	1-2-4 3.(7)	処理施設で搬入時に重量測定を行うため、搬出時の積載量(重量)確認および結果の記録は不要と考えてよろしいでしょうか。	仕様書1-2-4 3.収集(積込み)及び運搬(7)に記載のとおりです。
6	仕様書	5	1-2-4 4.(2)	運搬車両の走行位置・ルート・時間の把握(4.(2))について、これは「GPS車載器やデジタルタコグラフ等のリアルタイム位置管理システムの運用(機器装着・システム利用)」を前提としたものでしょうか。運行記録用紙(日報等)や電話点呼等の記録・確認方法でも適合とされるかご教示ください。	ご質問にあるシステムの運用は想定しておらず、走行ルート等の確認については、1-2-4. 4に係る内容を業務計画書に記載いただき確認させていただきます。
7	仕様書	6	1-2-4 6.	8,000Bq/kg以下の処理は通常施設で可能とされる一方、仕様書では線量低減措置や電離則に基づく管理体制が求められています。単なる産業廃棄物許可保有だけでなく、「放射線管理・線量低減措置を適正に履行できるか」の適格性(飛散防止・測定設備、作業指揮者の選任、被ばく管理体制、過去実績の有無等)について、入札決定前に提出書類(計画書案等)で審査・確認されるかご教示ください。	回答No.1 をご参照ください。
8	仕様書	6	1-2-4 6.(1) 1-2-4 7.(1)	破碎・選別・前処理等の作業および処分を行う施設・作業場には、具体的に「放射線管理区域の設定」「出入口の汚染拡大防止設備(二重扉・前室・エアシャワー等)」「集塵・バグフィルター等を備えた負圧排気装置」などの設備・構造を有していることが必須条件(適格性の判断基準)となりますでしょうか。確認方法も含めご回答ください。	破碎・選別・前作業及び処分を行う施設・作業場の設備等の設置要件については、必須条件とはしていません。1-2-4. 6(1)の記載の措置を履行いただくことになります。
9	仕様書	6 7	1-2-4 6.(1) 1-2-4 9.(1)	本業務の対象廃棄物は、特措法の運用に基づき「放射能濃度が8,000Bq/kg以下のもの」が民間事業者による処分対象であり、「当初から8,000Bq/kgを超過することが分かっている廃棄物は本業務の処分対象外(受入手配・処分の対象外)」という解釈で相違ないでしょうか。また、事前測定等で8,000Bq/kg超が判明した場合は処理を行わず速やかに監督職員へ引き渡す運用となるかご教示ください。	本業務の対象の廃棄物は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)の対象ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に則した運用となるものです。また、処分不可の場合には1-2-4. 7(3)の記載のとおり報告をいただいた上で1-2-4. 9にて示した手順に則した引き渡しとなります。
10	仕様書	6	1-2-4 6.(2) 1-2-4 7.(1)	発注側が想定されている「線量低減措置」の具体的な作業手法(破碎選別、高圧洗浄、分級、部位別撤去等)をご教示ください。また、これは「置場における前処理(小割等)」として行う想定か、あるいは「処理施設に搬入した後の中間処理工程」において実施することを求められているのか、施工要領に関する指定・基準をご教示ください。	1-2-4. 7(1)に記載のとおり対象となる廃棄物については、処理を実施する施設において破碎・選別等による放射線量低減措置を行うこととしています。
11	仕様書	6 7	1-2-4 7.(1) 1-2-4 8.(1)	7.(1)にある「通常の引き取りと同等以下」の判定について、発注側として統一的に設定された具体的な数値上限(〇〇Bq/kg、または〇.〇μSv/h以下等)の明確な指定値はあるのでしょうか。あるいは各処分事業者の「受入自主基準(個別許可・規程上の数値)」に基づく判定と理解してよいかご教示ください。	本業務においては、受注者が行う中間処理において、通常引取りを行っている廃棄物の放射能濃度又は放射線量と同等以下であることを確認していただくこととしています。
12	仕様書	6 7	1-2-4 8.(1) (①②③)	金属類や大型家電など形状・材質上、放射能濃度(Bq/kg)の全量直接測定が困難な品目について、全品目で個別に測定を行いトレサビリティ報告を行う必要があるでしょうか。 また、「③ 監督職員が別途指示する条件」について現時点で決定している指示内容や運用方針(例:金属類の表面線量率による代替判定等)があればご教示ください。	出来高の確認及び廃棄物処理の確認においては、品目及び台数ごとの管理を確実に行うことは必須です。再利用等の扱いについては、1-2-4. 8(1)の記載のとおりです。 なお、1-2-4. 8(1)③ 監督職員が別途指示する条件について決定した指示内容はありません。

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
13	仕様書	7 11	1-2-4 9.(1) 1-2-9 1.	8,000Bq/kgを超過しているか否かを判定・確認するための「サンプリング採取費用」および「核種分析・放射能濃度測定費用」について、当初の請負業務価格に含まれるのでしょうか。あるいは、8,000Bq/kg超の疑義が生じた際や引渡しに向けた精密分析・確認調査費用について、仕様書1-2-4 9.(1)に基づき別途設計変更(実績精算)の対象となるでしょうか。	調査・分析が必要と判断された対象物の「サンプリング採取費用」および「核種分析・放射能濃度測定費用」については設計変更の対象となります。
14	仕様書	16	別紙1	入札参加資格(または落札前の資格審査)として、再委託予定業者の処理施設が「本業務の対象品目・数量を全量受入可能な処理能力(日量処分能力や保管上限等の余力)を有していること」の立証資料(許可証記載の処理能力や事前協議書等)を入札時に確認・審査されるかご教示ください。	回答No.1 をご参照ください。